

登別市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に向けた主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、当該母又は父に対して、その受講した教育訓練講座にかかる費用の一部について、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給するものとし、その支給についてはこの要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 訓練給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、登別市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第6条第1項及び第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められるものであること。

(支給対象講座)

第3条 訓練給付金の支給の対象となる講座（以下「対象教育訓練講座」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- (2) 前号に掲げるものに準じ、市長が道に協議して指定する講座

(支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の6割に相当する額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (2) 受講開始日現在において前号以外の受給資格者 前号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

(事前相談の実施)

第5条 対象教育訓練講座の受講に際しては、受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父に対して事前相談を実施する。

2 事前相談において、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取し、職業経験、技能、資格取得等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効率的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするものとする。

(対象講座指定の手続き)

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、自らが受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(別記様式第1号。以下「対象講座指定申請書」という。)を受講開始日前までに市長に提出し、受講開始前にあらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。

2 指定申請者が対象講座指定申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 当該指定申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 当該指定申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該指定申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は当該指定申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数について市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

3 市長は、対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否の決定をするものとする。

4 市長は、対象講座の指定を行った場合には、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(別記様式第2号。以下「対象講座指定通知書」という。)により、指定しない場合には自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定不決定通知書(別記様式第3号)により、当該指定申請者に遅滞なく通知するものとする。

(訓練給付金支給の手続き)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は、自立支援教育訓練給付金支給申請書(別記様式第4号。以下「支給申請書」という。)を対象教育訓練の受講修了日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りでない。

2 支給申請者が支給申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 当該支給申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 当該支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の

場合)又は当該支給申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数について市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(5) 教育訓練施設の長が、支給申請者本人が支払った受講経費について発行した領収書

(6) 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類(教育訓練給付金(一般教育訓練)支給・不支給決定通知書)

3 市長は、支給申請書を受理した場合、当該支給申請者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

4 市長は、支給決定を行った場合には、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(別記様式第5号)により、支給しない場合には自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(別記様式第6号)により、遅滞なく当該支給申請者に通知するものとする。

5 前項の規定により支給の決定を受けた支給申請者は、自立支援教育訓練給付金請求書(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

(訓練給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(状況報告)

第9条 市長は、訓練給付金の適正な実施を確保するために、訓練給付金を受けた者に対し、訓練給付金の遂行の状況に関する必要な報告を求めることができる。

(関係機関との連携)

第10条 本事業の実施に当たっては、教育訓練関係機関、北海道、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱のほか事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則(平成16年告示第40号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第174号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成24年告示第109号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第98号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第8号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の第6条第2項第2号及び第7条第2項第2号の規定は平成26年4月1日から、その他の規定は平成26年10月1日からそれぞれ適用する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第90号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の登別市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年告示第129号）

この告示は、公布の日から施行する。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者氏名

印

次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。

なお、申請に必要な私及び私の世帯員の所得及び住民税の課税状況について、公簿等により確認することを承諾します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号		(歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円	合計額 円	
⑦公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が	ある・ない	
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが	ある・ない	

処理欄（保健福祉部において記載）

⑨児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印
(備考)	(保健福祉部受理印)

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）です。
- 給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（入学料及び受講料の合計額の6割に相当する額が20万円を超える場合は20万円とします。なお、当該6割に相当する額が1万2千円を超えない場合は、支給の対象となりません。）です。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要経費（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額を記入してください。なお、給付金の支給に当たっては、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、住所を所管する保健福祉部にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、保健福祉部の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記入押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別記様式第2号（第6条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長

印

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定したので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学金 円、受講料 円 合計額 円		
※			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 給付金の支給額は、入学金及び受講料の合計額の6割相当額（入学金及び受講料の合計額の6割に相当する額が20万円を超える場合は、20万円とします。なお、当該6割に相当する額が1万2,000円を超えない場合は、支給の対象となりません。）です。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日の翌日から1か月以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

別記様式第3号（第6条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定不決定通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長

印

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記の理由により対象講座の指定が不決定となりましたので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
②住所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤不決定理由			
備考			

(注意)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

別記様式第4号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所
氏名

印

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請に必要な私及び私の世帯員の所得及び住民税の課税状況について、公簿等により確認することを承諾します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦雇用保険法による一般教育訓練給付金の受領額	円		
⑧希望する支払先金融機関	金融機関名 :	口座の種類 : 普通・当座・その他	
	支店名 :	口座番号 :	
	口座名義 (フリガナ)		
⑨証明児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講終了日から1ヶ月以内です。
- 2 「⑨証明児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

年度 自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

申請者住所

氏名

年 月 日付で申請のありました自立支援教育訓練給付金について、登別市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第4項の規定により通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長

印

記

- 1 給付金の額は、次のとおりとします。
交付決定額 円
- 2 偽りその他不正の手段により転換奨励金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部の返還を命ずることがある。
- 3 この支給決定通知書により、給付金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第6号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付けで申請のありました自立支援教育訓練給付金について、次のとおり決定したので、登別市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

- 1 不支給
- 2 不支給となった理由

（注）この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

別記様式第7号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金請求書

登別市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第5項の規定により、次の金額を請求します。

請求金額 円

年 月 日

登別市長 様

支給決定通知書の番号 第 号

住 所

氏 名

電 話